

葉山町からのお知らせ



平成 17 年 6 月 1 日から「防災行政無線放送」の運用が変更になります。

1 緊急放送

① 今までの放送事項

- ア 警戒宣言が発令されたとき
- イ 町震度計が震度 4 を計測したとき
- ウ 町震度計が震度 5 以上を計測したとき
- エ 地震により「津波注意報」が発令されたとき
- オ 地震により「津波警報」が発令されたとき
- カ 地震により「大津波警報」が発令されたとき
- キ 上記発令事項が解除されたとき
- ク 地震により「津波なし」が発令されたとき

② 今後追加される放送事項

- ア 東海地震観測情報発令に伴う放送
- イ 東海地震注意情報発令に伴う放送
- ウ 東海地震予知情報発令に伴う放送
- エ 東海地震注意情報及び東海地震予知情報発令時の町長による呼びかけ放送
- オ 東海地震警戒宣言発令時の町長による呼びかけ放送
- カ 避難勧告・避難指示の呼びかけ放送
- キ 災害発生時・発生後の周知事項
- ク 気象警報が発令されたとき
- コ 上記発令事項が解除されたとき

2 一般放送

① 今までの放送事項

- ア 町が行う各種行事で緊急に皆様へ周知する必要がある放送他
- イ 非常通信訓練に関する放送（防災訓練等）

② 今後追加される放送事項

- ア 大規模なライフライン（電気・水道・ガス・通信・輸送等）施設の事故等に関する放送
- イ 行方不明者に関する放送
- ウ 所在不明者に関する放送
- エ 犯罪行為に対する注意情報に関する放送他

◎ 注意事項

- 1 緊急放送は「男性の声」、一般放送は「女性の声」で放送します。
- 2 緊急放送については、昼夜区別なく放送します。（解除含む。）
- 3 緊急放送は、町内全域を対象に放送します。
- 4 地震を感じたら、海辺にいる方、海岸線にお住みの方は高台に避難してください。
- 5 その他テレビ・ラジオの情報に注意してください。

◎ 次の方法により、防災行政無線放送と同じ内容が確認できます。（6 月 1 日から運用）

- 1 消防テレホンサービス（875-4000）に電話してください。
- 2 湘南ビーチ FM（78.9MHz）をお聞きください。
（注 一部の地域では受信できない場所があります。）
- 3 葉山町ホームページを開いてください。

問合せ 葉山町消防本部消防総務課 電話 876-0147（直）

下水道使用料の減免について

下水道をお使いの方で、次のいずれかに該当する場合は、基本料金などが減免になります。印鑑、下記の要件に該当していることの証明書（身体障害者手帳等）を持参し、下水道課で手続きをとってください。手続きは同居の方等代理人でも結構です。

①生活保護法の規定による扶助を受けている世帯。

全額を免除

②次に掲げる者が世帯にいるとき。

基本料金に相当する額を免除

- ・ 障害の程度が一級、二級または三級の身体障害者手帳の交付を受けている人が世帯にいるとき。

- ・ 児童相談所または知的障害者更生相談所において知能指数が四〇以下と判断された人が世帯にいるとき。

- ・ 障害の程度が四級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、児童相談所または知的障害者更生相談所において知能指数が五〇以下と判断された人が世帯にいるとき。

- ・ 障害等級一級または二級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が世帯にいるとき。

③社会福祉事業法に規定する社会福祉事業の用に供する施設及びこれに準ずるものと町長が認めた施設を経営するとき。

基本料金に相当する額を免除

問合せ 下水道課

☎内線三六一・三六一

介護保険料（仮徴収）のお知らせ

（六五歳以上の人）

四月上旬に、六五歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。
ご自分の納付方法と納付金額をご確認ください。
納付方法には、受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

特別徴収の人へ

四月～九月までの六カ月間の保険料を「介護保険料（仮徴収）決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

平成十七年二月に年金から天引きされた額と同額が、四月・六月・八月の三回天引きされます。

今まで介護保険料が年金から天引きされていた人も、平成十七年二月に天引きされていないときは、「普通徴収」となります。

十月～三月（六カ月間）の保険料は、町民税が確定後の七月にお知らせします。

普通徴収の人へ

四月～六月までの三カ月間の保険料を「介護保険料（仮徴収）納入通知書」によりお知らせします。

納入通知書により銀行等の金融機関

で納付をお願いします。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落としとなります。

七月～三月（九カ月間）の保険料は、町民税が確定後の七月にお知らせします。

納付方法の切り替えについて

六五歳到達時や転入時は、当初「普通徴収」ですが、四月一日に見直しを行います。四月に年金（老齢福祉年金、遺族年金、障害年金を除く）の受給があり、年金の年額が十八万円以上の人、十月から原則として「特別徴収」に切り替わります。

※災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎内線二二二

四月から実施される年金制度改正等のお知らせ

若年者納付猶予制度が導入されます

二〇歳代の方で国民年金保険料の納付が困難なとき、親などの世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により納付が猶予されることになりました。

ただし、この期間は年金を受けるために必要な期間に算入しますが、年金額には反映しません。

十年以内に追納すれば、通常に納付したことに同じになります。また、平成十六年度の免除申請で、すでに却下通知を受けた人も、この制度に該当する場合がありますので、ご相談ください。

第三号被保険者の特例が実施されます

第三号被保険者（厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者）の届出の特例が認められます。第三号被保険者の届出が遅れたときには、二年前までさかのぼって第三号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料未納の取り扱い」となっていました。今回の改正では、特例の届出をしていただくことによって、二年以上前の期間も第三号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

特別障害給付金制度が始まります

任意加入時代に国民年金に未加入

だったため、今まで障害基礎年金等を受給できていない障害者の方を対象とした福祉的措置として、「特別障害給付金」制度が始まります。

対象者

- ① 平成三年三月以前の国民年金任意加入対象者であった学生。
- ② 昭和六一年三月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の一級、二級相当の障害の状態に該当する方。

特別障害給付金の支給額

障害等級一級 月額五万円
障害等級二級 月額四万円
※給付金は、請求日に属する月の翌月分から支給されます。
問合せ 横須賀社会保険事務所
☎〇四六―八二七―一二五一
町民課 ☎内線二一六



固定資産税の縦覧等

固定資産税の縦覧

納税者が自己の資産（土地・家屋）の評価額について、他の資産の評価額と比較できるように、縦覧期間中に限り縦覧帳簿を無料で見ることが出来ます。その際、納税通知書や身分を証明する書類（運転免許証等）をご持参ください。また、代理人は委任状が必要です。

《縦覧できる内容》

土地の納税者…土地の所在・地番・地目・地積・評価額
家屋の納税者…家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額等

《縦覧できる人》

納税者とその同居の親族・代理人
縦覧期間 四月一日（金）～五月二日（月）八時三十分～十七時（土・日・祝日を除く）
場所 税務課

課税台帳の閲覧

固定資産税課税台帳についてはいつでも閲覧できますが、縦覧期間中に限り無料で見ることができます。



《閲覧できる人》

納税義務者本人、納税義務者と同居の親族、納税義務者本人からの委任状を持参した人。借地・借家人等。

《閲覧に必要なもの》

納税義務者本人、納税義務者と同居の親族の場合は身分を証明する書類。代理人の場合は委任状と代理人本人の身分を証明する書類。

借地・借家人の場合は、賃貸借契約書や賃借料等を払い込んだことの領収書等の書類と借地・借家人の身分を証明する書類。

口座振替に関するご注意

これまで口座振替をご利用で、平成十六年中に相続等で納税義務者に変更があった場合、金融機関で変更の届出をされていないと口座振替の利用ができなくなります。引続き利用される方は早めに手続をお願いします。

問合せ 税務課

☎内線二五五・二五六